

ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署 (栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

労働災害は大幅増加

▶令和4年の労働災害(休業4日以上)による被災者数は全産業で**251人**です。▶この被災者数は、**災害が令和2年よりも増加した令和3年の166人を更に85人上回る51.2%の大幅な増加**です。▶令和4年は、**労働災害により、4人の尊い命が失われています。**

労働災害発生状況 (1月~12月)

※ ()は内数で死亡者数

	管内(登米・栗原)被災者数			県内被災者数			
	令和3年		令和4年	令和3年		令和4年	
製造業	41		35 (1)	464 (1)		498 (4)	
うち食料品製造業	9		12	203 (1)		232	
うち木材・木製品製造業	1		5 (1)	7		19 (2)	
建設業	30 (1)		32 (1)	311 (6)		372 (5)	
うち土木工事業	8 (1)		15 (1)	101 (4)		126 (4)	
うち建築工事業	18		12	157 (2)		187 (1)	
陸上貨物運送業	19		15	374 (3)		313 (2)	
林業	7		6	30		24	
第三次産業	58		137	1,430 (4)		2,923 (2)	
うち商業	15		25	444 (3)		488	
うち社会福祉施設	25		76	322 (1)		974	
全産業	166 (1)		251 (4)	2,712 (14)		4,250 (15)	

▶業種別にみますと、①**製造業**のうち特に食料品製造業および木材・木製品製造業では、『はさまれ、巻き込まれ』による災害が増加しました。▶②**建設業**では、以前として『墜落、転落災害』が多く発生し、特にトラックの乗降時の『墜落、転落』が高い割合を占めました。▶③**商業**では、特に『転倒災害』が年間を通して発生しました。④**社会福祉施設**では、職場での『新型コロナウイルス感染症のり患』が多く発生した上、『動作の反動、無理な動作』による災害性腰痛などが多く発生しました。▶令和4年を総括すると、令和3年に比べ、積雪路・凍結路での『転倒災害』が減少したものの、『**転倒災害**』が年間を通して発生しました。▶また、特に8月に『**新型コロナウイルス感染症のり患**』による災害が増加しました。▶さらに、『**はさまれ、巻き込まれ**』による災害が増加しました。▶これらを要因に全産業の労働災害が大幅に増加しました。▶さらに、**死亡災害**では『**はさまれ、巻き込まれ**』による災害が最も多く発生しました。【→2面へつづく】

労働災害の防止に向けて

▶令和5年は、業種別の労働災害の傾向（1面参照）を踏まえ、各業種に対応した労働災害の防止を進める必要があります。▶さらに、令和5年は、令和4年の総括（1面参照）を踏まえ、①引き続き、【**取組の5つのポイント**】などの活用により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底する。▶②冬期の転倒災害の防止に本年も取り組みつつ、年間を通して職場の段差やぬれた床面を解消することなどにより【**転倒災害を防止**】する。▶③【**機械設備の原動機、回転軸**】などの【**はさまれ、巻き込まれの危険**】を及ぼす部分に【**覆い、囲い**】などを設けるとともに、機械設備の掃除や修理等の作業を行う場合は、その【**運転を停止**】した上で、停止したときは、機械設備の起動装置に【**錠を掛け**】この起動装置に【**表示板を取り付ける**】などにより【**はさまれ、巻き込まれによる災害を防止**】する。▶令和5年は、①～③の労働災害の防止対策を講ずる必要性が高まっています。▶一年間、二年間、災害が起きなかったから安全だとは限りません。▶危険性をなくすことが『**安全**』です。▶今まで労働災害が発生していない会社を含め、上記に留意の上、引き続き、労働災害の防止に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

■ 宮城労働局

「**新型コロナウイルス感染症防止対策**」



STOP! 長時間の荷待ち

▶道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種です。▶トラック運転者の方の長時間労働の是正などの働き方改革を一層積極的に進める必要があります。▶令和6年4月～自動車運転の業務（ドライバー）に**年960時間の上限規制**が適用されます。▶令和6年4月～トラック運転者の方に、①**1年の拘束時間を原則3,300時間、最大3,400時間**（現行は3,516時間）、②**1か月の拘束時間を原則284時間、最大310時間**（現行は、原則293時間、最大320時間）、③**1日の休息期間は、継続11時間を基本とし、継続9時間**（現行は継続8時間）など**改正された改善基準告示**が適用されます。▶一方で、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、宮城労働局において編成した『荷主特別対策チーム』が、発着荷主の皆さまに対して要請と働きかけを行うことになりました。▶瀬峰労働基準監督署では、労働時間改善指導・援助チームの労働時間相談・支援班が対応し、発着荷主の皆さまに、【**長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること**】や【**運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること**】などを要請してまいります。▶皆さまにおかれましては、上記の趣旨や取組にご理解・ご協力をお願いいたします。

○ 令和6年4月～適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます

